

# 第二次多摩市教育振興プラン

～子どもたちの「生きる力」を育むとともに、  
豊かな地域づくりに向けた基本計画～



令和2年3月

多摩市教育委員会



表紙イラストゴーヤン



本計画の表紙を飾るキャラクターは「ゴーヤン」といいます。  
ゴーヤンは、教育委員会で推進しているESDの一環として市立東愛宕中学校で実施した「グリーンカーテンプロジェクト」（ゴーヤによる緑のカーテンの設置など）において、そのイメージキャラクターとして平成24年に誕生しました。ゴーヤンは、当時の同校美術部の生徒が、それぞれ案を持ち寄って検討した中から決まりました。  
その後ゴーヤンは、多摩市ユネスコスクールのイメージキャラクターとして、ESDの取り組みの場で活躍しています。

## はじめに

人口減少や高齢化の進展、家族形態の多様化、AI等の急速な技術革新、グローバル化、子どもの貧困、地域格差など社会全体が大きく変化する予測困難な時代となっています。

多摩市教育委員会は、そのような社会の中で、明確な理念と方針に基づき、教育を振興するため、教育基本法第17条に基づく基本的な計画として、多摩市教育振興プランを策定しています。この計画に基づき、多摩市教育委員会は各年度に実施する事業・取り組みを策定し、その実施結果を点検・評価することにより、教育施策を推進してきました。

このたび、平成27年3月に策定した「多摩市教育振興プラン（改訂版）ー子どもたちの「生きる力」を育む基本計画ー」の5年間の計画期間が満了するにあたり、令和12年以降の社会の変化を見据えた教育行政を推進するための10年間の教育目標・基本方針、今後5年間に取り組むべき施策を定めた「第二次多摩市教育振興プランー子どもたちの「生きる力」を育むとともに、豊かな地域づくりに向けた基本計画ー」を策定しました。現行計画に基づき推進してきた施策の成果やその間に生じた教育をめぐる状況変化、社会状況、本市で進めている健幸まちづくりを踏まえて、多摩市教育委員会が教育の振興に取り組むにあたっての理念と方針、その実現に向けて総合的かつ計画的に実行するための具体的指針などをまとめたものです。

これからを担う子どもたちに必要とされる「生きる力」は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスの取れた育成の結果育まれます。さらに、本市が重点的に取り組んでいる ESD（持続可能な開発のための教育）を充実・発展させ、子どもたちを地域とともに育むことで、持続可能な社会の創り手として求められる能力と態度が育まれるものと考えています。特に ESD については、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた取り組みとする考えです。

多摩市教育委員会は、すべての市民の学びを支えるために、学校教育と社会教育の充実及び連携を進めます。そして子どもたちが生きる力を育み、持続可能な社会の創り手となる資質を身に付けられるよう、また、大人が学び続けることにより豊かな地域づくりの実現につながるよう、本計画の着実な推進を通して、教育環境や教育条件を改善し、多摩市の教育の振興を進めます。

令和2年3月

多摩市教育委員会

## 目次

|                               |       |    |
|-------------------------------|-------|----|
| はじめに                          | ----- | 1  |
| 第二次多摩市教育振興プランの位置づけ            | ----- | 4  |
| 第1章 多摩市教育委員会の目標と方針            | ----- | 7  |
| 1 教育目標                        | ----- | 9  |
| (1) 子どもたちの生きる力の育成             |       |    |
| (2) 学校・家庭・地域の連携・協働の拡充         |       |    |
| (3) 豊かな地域づくりに向けた学びの支援         |       |    |
| 2 基本方針                        | ----- | 10 |
| (1) 「豊かな個性」と「創造力」の伸長          |       |    |
| (2) 「人権尊重の精神」と「社会貢献の意欲」の育成    |       |    |
| (3) 「健やかな体」の育成と「健康教育」の推進      |       |    |
| (4) 「E S D」の充実と発展             |       |    |
| (5) 地域とともに子どもたちを育む取り組みの推進     |       |    |
| (6) 「社会教育」と「家庭教育」の充実          |       |    |
| 第2章 第二次多摩市教育振興プランにおいて取り組む基本施策 | ----- | 13 |
| 第二次多摩市教育振興プランにおける施策の方向性       | ----- | 15 |
| 1 「確かな学力」を育む教育の推進             | ----- | 18 |
| コラム「E S Dの充実・発展」              | ----- | 21 |
| 2 「豊かな心」を育む教育の推進              | ----- | 22 |
| 3 「健やかな体」を育む教育の推進             | ----- | 25 |
| コラム「オリンピック・パラリンピック教育の取り組み」    | ----- | 28 |
| 4 児童・生徒の学びを支える環境づくり           | ----- | 29 |
| コラム「学校と地域の連携・協働」              | ----- | 33 |
| 5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実          | ----- | 34 |

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 資 料                                        | 37 |
| 1 教育を取り巻く環境                                | 39 |
| 2 多摩市の目指す市民像                               | 41 |
| 3 多摩市教育振興プラン（改訂版）に基づくこれまでの取り組みと<br>今後の課題認識 | 43 |
| 4 学校教育等に関するアンケート結果                         | 55 |
| 5 社会教育・生涯学習等に関するアンケート結果                    | 64 |
| 6 審議会等からの意見                                | 78 |
| （1）多摩市学びあい育ちあい推進審議会                        |    |
| （2）多摩市文化財保護審議会                             |    |
| （3）多摩市公立小学校校長会                             |    |
| （4）多摩市立中学校長会                               |    |
| 7 パブリックコメント                                | 88 |
| 8 策定経過                                     | 90 |
| 9 第二次多摩市教育振興プラン検討体制                        | 92 |
| 10 （仮称）多摩市新教育振興プラン策定検討委員会設置要綱              | 93 |
| 11 用語解説                                    | 94 |

## 第二次多摩市教育振興プランの位置づけ

### 1 計画策定の経緯

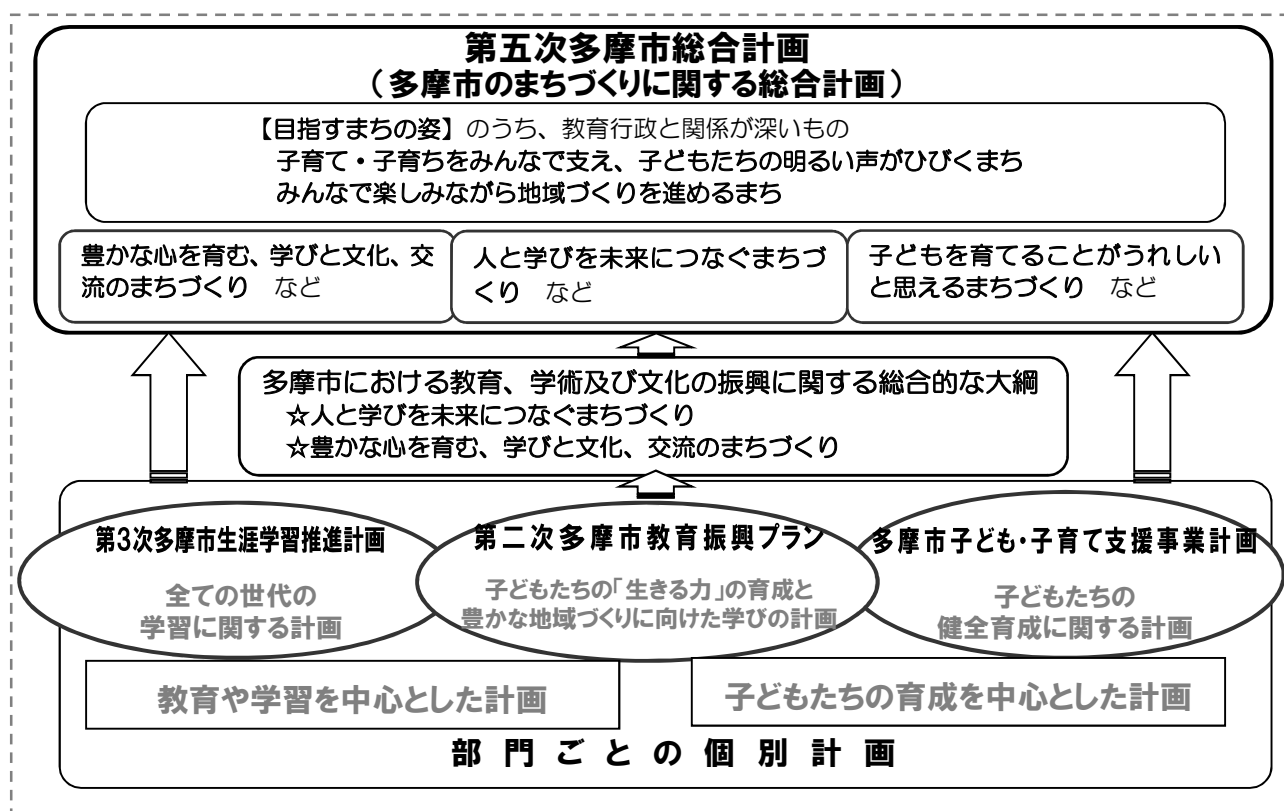
平成18年12月に教育基本法が改正され、地方自治体に教育の振興のための基本施策である「教育振興基本計画」の策定が努力義務として規定されました。これに伴い、国・東京都の教育振興基本計画や多摩市の総合計画などを踏まえ、平成22年3月に10年後を見通した教育改革における方向性と取り組む指標を明らかにし、今後5年間に取り組む施策を定めた「多摩市教育振興プラン」を策定しました。

平成27年には、これまで推進してきた施策の成果や課題、その間の教育環境の変化などを踏まえ、平成27年から5年間に取り組む施策を定めた「多摩市教育振興プラン（改訂版）」を策定し、様々な教育施策に取り組んできました。

これまでの「多摩市教育振興プラン（改訂版）」の計画期間が令和2年3月までであるため、令和2年4月からの新たな計画を策定しました。

### 2 第二次多摩市教育振興プランの位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけるものであり、多摩市「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」及び「多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を尊重し、整合を図るとともに、多摩市の教育に関連する他の計画との整合を図りながら、多摩市における教育の振興のための施策に関する基本計画と位置づけ、本計画により教育の振興を図ります。



### 3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から、令和12年（2030年）以降の社会の変化を見据えた教育行政を推進するための10年間の教育目標・基本方針、令和2年度から令和6年度までの5年間に取り組むべき施策を示す計画とする。

### 4 策定の視点

多摩市教育振興プラン（改訂版）のこれまでの取り組み、国や都の計画、新学習指導要領、第五次多摩市総合計画第3期基本計画や社会状況（人口減少・高齢化の進展、急速な技術革新（IoT\*1、ビッグデータ、AI\*2等）、グローバル化、子どもの貧困、地域格差など）や、教育をめぐる状況変化（不登校・いじめ・引きこもり、教員の負担の増大など）などを踏まえ、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、豊かな地域づくりに向けた、教育目標・基本方針・基本施策を策定しました。

### 5 第二次多摩市教育振興プランの推進のために

本計画において定めた施策を推進するにあたっては、別途毎年度計画的・体系的に取り組みを定め、実施の次年度に評価を行います。その評価を踏まえて取り組みを見直していくPDCAサイクル\*3に則した進行管理を図ります。

また、市民や学校の意見等の情報収集を的確に行い、取り組みに反映させます。加えて、急激に変化する社会状況のなかで教育委員会が対応すべき課題を的確にとらえ、国や東京都の動向も踏まえながら、教育施策を推進していきます。

---

\*1 IoT：Internet of Things の略でモノのインターネットと訳され、従来インターネットに接続されていなかった様々なもの（センサー機器、駆動装置、建物、車、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報を交換するしくみのこと。

\*2 AI：Artificial Intelligence の略で人工知能のこと。

\*3 PDCAサイクル：Plan-Do-Check-Action（計画-実行-評価-改善）のプロセスを繰り返すことにより、事業活動を常に向上させていこうとするマネジメント手法のこと。





# 第1章

---

## 多摩市教育委員会の目標と方針



# 1 教育目標

## (1) 子どもたちの生きる力の育成

多摩市教育委員会は、すべての子どもたちが知性、感性、徳性を高め、心身ともに健やかな市民として成長し、生きる力が育まれることを願い、以下に掲げる教育を推進します。

- 自ら意欲的に学び、考え、表現し、行動する力をもち、個性と創造力豊かな人間を育成します。
- 互いの人格と多様性を尊重し、思いやりと規範意識をもって他者と協働し、地域や国際社会に貢献しようとする社会性豊かな人間を育成します。
- 心身ともに健やかで、健康的な生活習慣を重んじる人間を育成します。

## (2) 学校・家庭・地域の連携・協働の拡充

多摩市教育委員会は、教育における学校・家庭・地域の連携と協働を不可欠なものと考えます。

教育は、学校・家庭・地域それぞれが教育の責任を果たし、連携・協働して行われるべきものであるとの認識に立ち、子どもから大人まですべての市民がそれぞれの立場から多様な活動に参加し、互いに「つながる」ことによって総合的な教育力の向上を目指します。

## (3) 豊かな地域づくりに向けた学びの支援

多摩市教育委員会は、すべての市民が地域の課題や個々の課題の解決に向け、必要な学びを支えるとともに、豊かな教養を培い、自己実現を図り、心身の健康を保持・増進するための取り組みを支援します。一人ひとりが様々な活動の場へ主体的・積極的に参加し、学び合い育ち合いを通じて支え合うことができる豊かな地域社会を創造するために、以下に示す社会教育の充実及び家庭教育の支援に努めます。

- 学校・家庭・地域と連携・協働した青少年の健全育成及びキャリア教育を支援・充実します。
- 社会教育に係る事業の充実及び施設の機能の向上を図ります。
- 市の歴史を次代に引き継ぎ、地域への誇りや愛着心を醸成するため、文化財・歴史資料の収集・保存・活用を推進します。
- 安心して子育てができるよう、社会教育に関する情報提供や子育てに関する学習機会の場を提供し、家庭教育を支援します。

## 2 基本方針

### (1) 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

情報技術の急速な発展や国際化の進展など、新たな時代潮流が進んでいます。そのような社会環境の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成し、主体的・創造的に生き抜いていく実践力が必要です。

このため、基礎的な学力の向上を土台として、自ら考え行動する態度を育成することが大切です。子どもたちの個性を尊重した教育を充実させ、創造力と想像力を伸ばすとともに、国際社会に生きる地球市民としてのコミュニケーション能力や行動力及び社会性を養うことを目的とした特色ある学校づくりを奨励します。

### (2) 「人権尊重の精神」と「社会貢献の意欲」の育成

人権尊重の理念を正しく理解し、認識を深めるとともに、他者を認め、思いやる心を持ち、社会生活の基本的ルールを身に付け、地域や国際社会に貢献しようとする意欲を高められるようになることは、すべての市民にとって大切です。

このため、特に市民の一員である子どもたちに対する人権教育及び心の教育の充実を図り、権利と義務、自由と責任についての認識を深めることが重要です。

互いの違いを認め合い、尊重し合える環境を守り、個性や主体性を尊重しつつ、公共心を持ち、真に自立した個人を育て、誰もがいきいきと活躍できる共生社会の形成に資する教育を推進します。

### (3) 「健やかな体」の育成と「健康教育」の推進

子どもたちの心身の調和のとれた発育・発達を図り、健やかな体をつくることは、「知」「徳」「体」のバランスの取れた人間を育成する上での基盤となります。

このため、一人ひとりが望ましい生活習慣を身に付けるとともに主体的に運動に取り組み、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を養い、健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します。

### (4) 「ESD」の充実と発展

持続可能な社会の構築を目指し、身近にある環境や社会的な課題について多面的に考え、解決を図っていくことができる人材や、地域の文化を理解し、未来に継承発展させていくことができる人材を育成していくことが必要です。

このため、多摩市の豊かな自然環境を生かした体験活動の機会を提供するとともに、防災教育や環境教育、国際理解教育、食育、キャリア教育等を通して持続可能な社会づくりに必要とされる能

力と態度を地域とともに育み、持続可能な社会の創り手を育成します。

また、E S D\*<sup>4</sup>の充実・発展に向けては、持続可能な開発目標（SDG s\*<sup>5</sup>）との関連を図って取り組んでいきます。

## （５） 地域とともに子どもたちを育む取り組みの推進

多摩市の特色を踏まえた教育行政を力強く展開し、学校と地域の人々が目標を共有し、一体となって子どもたちを育てていくため、学校・家庭・地域との連携・協働の仕組みづくりを進める必要があります。

このため、校長のリーダーシップのもと、社会に開かれた教育課程\*<sup>6</sup>を実践するとともに、市民との協働により地域とともにある学校として、充実した学校運営体制を確立し、教職員が専門性を発揮し、市民や保護者に信頼される魅力ある学校づくりを支援します。

## （６） 「社会教育」と「家庭教育」の充実

人口減少や少子高齢化、家族形態の多様化が進む中で、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、豊かな地域としていくためには、市民一人ひとりが学習と実践を通じてつながり、地域課題を共有し、解決を図り、活力あるより良い地域社会を築いていく必要があります。

このため、公民館、図書館などによる学びや交流の機会を充実し、多様な活動を通して自己実現と社会参画を図れるよう支援します。

また、文化財の保護、継承、活用を通じ、地域への誇りや愛着心が醸成されるよう、社会教育活動や生涯学習活動を支援します。

さらに、家庭、地域の教育力の向上を目指して、子ども理解につながる研修等を充実させるとともに、学校や地域との連携を図れるよう支援します。

この他、子育て中の親が地域から孤立せずに、地域との一体感の中で自分の成長を実感し、子育てを楽しみ、自信を持てるよう、教育センターや発達支援室、地域子育て支援拠点、子育て総合センター及び健康センターなど、関係する相談機関の連携を推進し、家庭における教育力の向上を支援します。

---

\*<sup>4</sup>E S D：Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」を示す用語。持続可能な社会の担い手を育てるため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動する力を身に付ける教育のこと。

\*<sup>5</sup>SDG s：Sustainable Development Goalsの略で「持続可能な開発目標」を示す用語。国連加盟国193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を図るインジケータで構成されるもの。

\*<sup>6</sup>教育課程：学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のこと。



## 第2章

---

### 第二次多摩市教育振興プランにおいて取り組む

#### 基本施策





## 第二次多摩市教育振興プランにおける施策の方向性

多摩市教育委員会では、第1章で掲げた教育目標の達成のために、第二次多摩市教育振興プランにおいては、これまで取り組んできた多摩市教育振興プラン（改訂版）における施策の方向性を基に、現在の社会状況や教育課題に応じた施策を推進すべきと考えています。さらに、新たに生じた課題、本市で取り組んでいる健幸まちづくり\*<sup>7</sup>の施策、国や東京都の計画における施策の方向性も参酌しながら、今後5年間で取り組む基本施策を定めます。

少子高齢化やグローバル化の進展、さらにAI（人工知能）の進化などによる技術革新の一層の進展等、社会全体が大きく変化する予測困難な時代となっています。

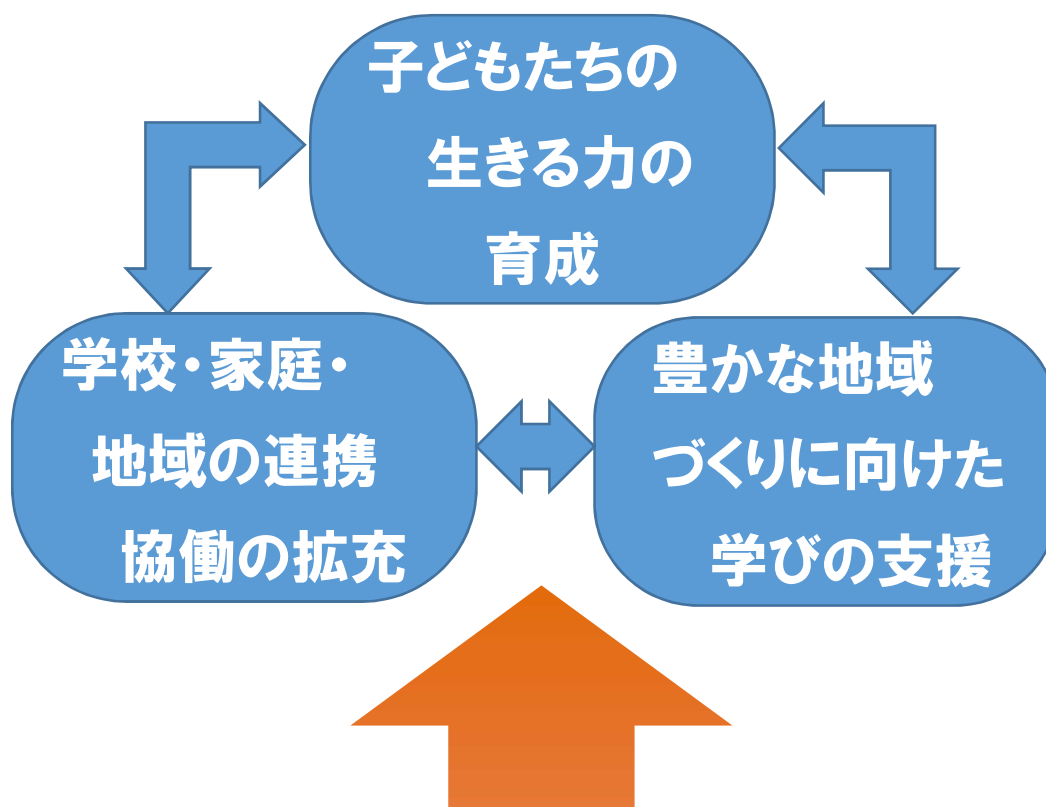
変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちが、社会で生き抜くために必要となる「生きる力」を育むために、これを支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を引き続き推進します。また、子どもたちの「生きる力」を育むために、学校・家庭・地域が連携・協働した取り組みの推進がさらに必要となってきます。教育委員会では、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し「子どもたちの学びを支える環境づくり」の充実を図ります。

併せて、人口減少や少子高齢化、家族形態の多様化が進むなど社会を取り巻く環境が急速に変化する中で、自らが地域や生活の課題に気づき、互いに学び合う中で解決につなげていくことができるような環境や学びの機会の創出のために、「社会教育」と「家庭教育支援」の充実も図っていきます。

---

\*<sup>7</sup> 健幸まちづくり：身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちをめざして、多摩市が進める取り組み。

## 【教育目標】



## 【基本方針】

- 1 「豊かな個性」と「創造力」の伸長
- 2 「人権尊重の精神」と「社会貢献の意欲」の育成
- 3 「健やかな体」の育成と「健康教育」の推進
- 4 「ESD」の充実と発展
- 5 地域とともに子どもたちを育む取り組みの推進
- 6 「社会教育」と「家庭教育」の充実

## 【基本施策】

基本方針に沿った教育目標の達成を目指すために、右ページに掲げる基本施策に基づく取り組みを推進します。

## 【基本施策】

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 「確かな学力」を育む教育の推進</p>    | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学力の定着・伸長を促す学習指導の充実</li> <li>(2) ESDの充実・発展</li> <li>(3) 防災教育の推進</li> <li>(4) 英語教育の推進</li> <li>(5) 情報教育の推進</li> <li>(6) 学校図書館の充実</li> <li>(7) 教員の資質・能力の向上</li> <li>(8) 地域の力を生かした学習支援の推進</li> </ol>                                                                                                                                                                          |
| <p>2 「豊かな心」を育む教育の推進</p>     | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権教育及び人権尊重の理念の啓発</li> <li>(2) いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進</li> <li>(3) キャリア教育の推進</li> <li>(4) 道徳教育の推進</li> <li>(5) 社会教育との連携と多様な体験活動の推進</li> <li>(6) 不登校等の児童・生徒への支援</li> </ol>                                                                                                                                                                                           |
| <p>3 「健やかな体」を育む教育の推進</p>    | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康教育の充実</li> <li>(2) 食育の推進</li> <li>(3) 安全・安心な美味しい学校給食の提供</li> <li>(4) 体力向上に向けた取り組みの推進・充実</li> <li>(5) 持続可能な部活動の環境整備</li> <li>(6) 子どもの体づくりのための家庭教育の啓発</li> <li>(7) 子どもの育成に資する地域活動の支援</li> </ol>                                                                                                                                                                           |
| <p>4 児童・生徒の学びを支える環境づくり</p>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の導入による地域とともにある学校運営の推進</li> <li>(2) 学校を支援する人材の発掘と育成</li> <li>(3) 教育委員会からの積極的な情報発信と意見交換の場づくり</li> <li>(4) 教育相談の充実</li> <li>(5) 地域における安全・安心な環境づくり</li> <li>(6) 家庭の状況を踏まえた経済的な支援</li> <li>(7) 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実</li> <li>(8) ICT活用のための環境整備</li> <li>(9) 学校施設・設備の安全・安心な環境づくり</li> <li>(10) 児童・生徒への適切な学習環境の整備</li> <li>(11) 学校における働き方改革の推進</li> </ol> |
| <p>5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会教育の振興</li> <li>(2) 家庭教育や子どもの理解に関する学習機会の充実</li> <li>(3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実</li> <li>(4) 文化・歴史学習の充実</li> <li>(5) 地域活動の支援</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                         |

## 1 「確かな学力」を育む教育の推進

子どもたちの生きる力を支える「確かな学力」は、知識・技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動することにより問題を解決する資質や能力などのことです。

多摩市教育委員会においては、児童・生徒一人ひとりに、基礎的な知識・技能を確実に身に付けさせるとともに、どのように社会が変化しても、自ら主体的に課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図り、学びに向かう力、人間性を高め、義務教育終了までに、すべての児童・生徒に、主体的・創造的に生き抜く力を養成します。

### 取り組みの指標

児童・生徒が、どのように社会が変化しても主体的・創造的に生き抜くために必要となる、思考力・判断力・表現力等を身に付け、自ら進んで課題の解決に取り組む児童・生徒の割合を増加させます。

「小学校5年生まで〔中学校1・2年生のとき〕に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答している割合

|       | H29    | H30   | 目標値     |
|-------|--------|-------|---------|
| 小学校6年 | 調査項目なし | 78.7% | ⇒ 100%に |
| 中学校3年 |        | 71.2% | ⇒ 近づける  |

(文部科学省 全国学力・学習状況調査の多摩市結果より)

「持続可能な社会の創り手」として求められる能力と態度を育成するE S Dを通じて、地域や社会をよくするために何ができるかを考える児童・生徒の割合を増加させます。

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答している割合

|       | H29   | H30   | 目標値     |
|-------|-------|-------|---------|
| 小学校6年 | 55.3% | 55.3% | ⇒ 100%に |
| 中学校3年 | 40.2% | 40.2% | ⇒ 近づける  |

(文部科学省 全国学力・学習状況調査の多摩市結果より)

#### (1) 学力の定着・伸長を促す学習指導の充実

多摩市のすべての児童・生徒に確かな学力を確実に定着させ、一人ひとりの伸長を促す学習活動の推進を図ります。

「全国学力・学習状況調査」や「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」などを分析し、各校で授業改善を推進し、児童・生徒に分かりやすい工夫された授業を目指します。

また、これからの時代に求められる資質・能力を身につけていくために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組みます。

確かな学力の定着及び伸長を目指し、日々の授業において「ねらいの明確化」と「振り返りの確実な実施」を継続します。また、学級経営の安定と家庭学習の充実に向けた理解・啓発、並びに、学習習慣の確立に向けた学校と家庭の連携推進に取り組みます。

多様な子どもたちの将来の自立と社会参画・社会貢献に向け、きめ細かな指導・支援のあり方について検討を進めます。

## (2) ESDの充実・発展

主体的・対話的で深い学びを促進するため、ESDの視点を明らかにした教科等横断的な学習を充実するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた教育活動を展開します。

これにより、持続可能な社会の創り手として求められる能力と態度を育成します。特に習得した基礎的な知識・技能を活用して、主体的に課題を追究する探究的な学習を地域住民や支援団体、市内の大学や企業のほか、行政との連携・協力の下に積み重ねることで、多面的・総合的に考える力、批判的思考力、コミュニケーション力など、国際社会で生きるために必要な資質、能力を高めていきます。

また、全ての小・中学校がユネスコスクール\*<sup>8</sup>であることを生かしながら、国内外の学校との交流、外部人材や地域のネットワークを活用したESDを展開します。

## (3) 防災教育の推進

台風による大雨や強風、地震など近年の自然災害の発生状況を踏まえ、児童・生徒が「自助」「共助」の精神に基づき、災害時に自分自身や身近な人を助け、被災時に家族や地域の方と助け合い、適切に行動できるよう、家庭や地域と一層の連携を図った防災教育を推進します。

## (4) 英語教育の推進

児童・生徒がグローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするためには、英語力を身に着け、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、多様な価値観を理解し、地球規模で物事を考え、行動する力の育成が必要です。

英語で「話す力」と主体的に学ぶ意欲の向上を図り、主に英語力（コミュニケーション力）を高め、グローバル人材の育成に取り組みます。



タブレットを活用した外国人講師とのオンライン英会話授業

## (5) 情報教育の推進

児童・生徒がパソコンやインターネットなどの機器やサービス、情報を適切に選択・活用し、情

報社会での行動に責任をもつことができるよう、情報モラル教育を推進するとともに、保護者・地域への理解・啓発を進めます。

また、教科等横断的な学習により、学習の基盤となる情報活用能力の育成を図ります。

## (6) 学校図書館の充実

市立図書館から学校図書館への支援及び連携強化を図るとともに、学校図書館司書の活用により、学校における児童・生徒の読書環境の向上を図ります。児童・生徒が主体的・対話的で深い学びを効果的に進められる環境づくりに向け、学校図書館のセンター機能（読書、学習、情報）の向上を目指します。

## (7) 教員の資質・能力の向上

教員一人ひとりの職層に応じた研修を実施し、指導力を高めるとともに、E S D やいじめ問題への対応、英語教育、特別支援教育など教育課題に対応した知識を習得させ、それを活用できる指導力を高めます。

また、体罰などの教員の服務事故を根絶するために、校内外の研修を通じて指導の徹底を図ります。



小学校教員へ外国語教科に対応するための外国人による教員研修

## (8) 地域の力を生かした学習支援の推進

子どもたちが学習に対する興味や関心を高め、確かな学力を身に付けられるよう、保護者、地域の人たちや企業、大学による子どもたちの学習の補助や、基礎学力の定着及び学習習慣の確立に向けた授業時間以外での補習（地域未来塾\*<sup>9</sup>）、様々な体験活動の機会を提供するなど各学校の取り組みを支援します。

そのため、各学校に地域学校協働活動推進員\*<sup>10</sup>（従前の教育連携コーディネーター\*<sup>11</sup>）を、また、統括的な役割である地域教育力支援コーディネーター\*<sup>12</sup>を引き続き教育委員会に配置し、多様な学習支援を行えるよう、取り組めます。

\*<sup>8</sup> **ユネスコスクール**：ユネスコ憲章に示された理想を実現するための、平和や国際的な連携を実施する学校のこと。世界182か国の学校が加盟（令和元年11月現在）し、世界中の学校との交流を通して、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指す。特に日本ではE S Dの推進拠点として位置づけられている。

\*<sup>9</sup> **地域未来塾**：児童・生徒の基礎学力の定着と学習習慣の確立を目指し、地域の方・大学生・元教員に「学習支援員」として協力してもらいながら、授業時間以外で補習学習を行う取り組みのこと。平成30年度から市立小・中学校全校で実施。

\*<sup>10</sup> **地域学校協働活動推進員**：学校・家庭・地域が連携・協働し、地域の特色を生かして、子どもの成長を育む体制を整えることを目的に活動し、学校と地域学校協働活動ボランティアとの間に立ち、相互の適切な連携関係を作り、総合的な連絡・調整を行う役割を担う人材。

\*<sup>11</sup> **教育連携コーディネーター**：多摩市において、学校の要望を受け、講師やボランティアの協力を募るなどで学校と地域をつなぎ、子どもたちの教育をサポートする人材。

\*<sup>12</sup> **地域教育力支援コーディネーター**：市公立小中学校の課題や要望に対して、地域の人材やNPO、大学、企業等との連携を図りながら支援策の手法を検討し、学校内や地域学校協働活動推進員（教育連携コーディネーター）への支援強化を行うために、多摩市教育委員会に配置している専門スタッフ。

## コラム

## ESDの充実・発展 ～「2050年の大人づくり」に向けたセカンドステージへ～

多摩市教育委員会では、平成21年（2009年）から「2050年の大人づくり」をスローガンに、ESD（Education for Sustainable Development 持続可能な開発のための教育）を推進し、令和元年（2019年）で10年目を迎えました。

これまで、市内小・中学校では、全校がESDの推進拠点である「ユネスコスクール」として、環境教育をはじめとする様々な視点から、ESDに取り組んできました。例えば、地球温暖化の防止に向けた市内全校で取り組むゴーヤのカーテンづくりや、太陽光などを利用した再生可能なエネルギーづくり、緑豊かな学校林を保全する取り組みなど、特色のある活動を展開してきました。

これらのESDの活動に子どもたちが主体的に取り組み、環境問題などの地球規模の課題を自らの問題として捉え、未来に向けてよりよい環境や社会をつくることに身近なところから取り組む（Think globally, Act locally）ようになったことは成果と言えます。一方で、子どもたちが地域や社会の活動に参画する意識の醸成には課題が見られ、今後は子どもたちのESDを通じた学びを地域や社会につなぎ、広めていく必要があります。

こうした課題の解決に向け、教育委員会では、令和2年（2020年）から始まる次なるESDの10年を見据え、以下の3つの方策を中心に「2050年の大人づくり」に向けたESDの充実・発展に取り組んでいきます。



グリーンカーテンプロジェクト



再生可能エネルギー（ソーラーパネル）

## 1 小中連携したESDの推進

子どもたちの実態を踏まえ、各中学校区においてESDを通じて育成する資質・能力を設定し、小学校の学びを中学校へつなげていきます。

## 2 SDGsを踏まえたESDの推進

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標SDGs（Sustainable Development Goals）を踏まえた教育活動や、ESDの視点を明らかにした教科等横断的な学習を推進します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 3 「多摩市子どもみらい会議」の充実

平成27年（2015年）から開催してきた、子どもたちによるESDの実践発表の場である「多摩市子どもみらい会議」において、参加した子どもも大人もみんな、その実践の在り方を共有し、ESDの学びを実生活や社会の変容へつなげていきます。

## 2 「豊かな心」を育む教育の推進

生きる力を支える「豊かな心」は、美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切に、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、他者を認め、思いやる心や社会貢献の精神、自立心、自己抑制力、責任感、他者との共生や異なるものへの寛容などの感性及び道徳的価値を大切にする心であると考えます。

加速度的に変化する社会において、人と協調しつつ自立的に社会生活を営むために必要とされる実践的な力が生きる力であり、豊かな心は生きる力を支える重要な要素です。豊かな心の育成には、様々な年代・立場の人と交流するとともに、多くの体験・経験を積むことが必要です。

多摩市教育委員会は、次代を担う子ども自らが学ぶ意欲をもち、未来への夢や目標をもち、自らを律しつつ、自己の責任を果たし、自分の利益だけでなく社会や公共のために何ができるかを大切に考える豊かな心の育成を推進します。

### 取り組みの指標

～自己有用感の育成と感性の向上～

成功体験を積み重ねることなどを通じて、子どもたちの自尊意識や自己肯定感を育み、自分に自信をもてる児童・生徒の割合を増加させます。

「自分には良いところがある」「どちらかといえばある」と回答している割合

|       | H29   | H30   | 目標値     |
|-------|-------|-------|---------|
| 小学校6年 | 77.5% | 85.9% | ⇒ 100%に |
| 中学校3年 | 70.0% | 76.5% | ⇒ 近づける  |

(文部科学省 全国学力・学習状況調査の多摩市結果より)

人権教育や道徳教育を推進し、いじめはどんな理由があってもいけないことだとする児童・生徒の割合を増加させます。

「どんな理由があっても「いじめはいけない」と回答している割合

|       | H29   | H30   | 目標値     |
|-------|-------|-------|---------|
| 小学校6年 | 80.0% | 86.6% | ⇒ 100%に |
| 中学校3年 | 68.5% | 79.2% | ⇒ 近づける  |

(文部科学省 全国学力・学習状況調査の多摩市結果より)

### (1) 人権教育及び人権尊重の理念の啓発

学校の教育活動を通じて、児童・生徒が人権や人権擁護に関する理解を深め、人権がもつ価値や重要性を受け止める人権感覚を養うとともに、自分の人権を大切に、他者の人権を擁護しようとする意識や態度を保護者や地域とともに考え育成します。併せて、人との関わり方を学び、他者の



気持ちを想像する力や規範意識を育むための教育を推進します。また、性的マイノリティや外国人の人権等、新たな人権課題について関係部署と協力しながら理解を深めるための研修を充実します。

携帯電話やスマートフォンの普及や端末機能の急速な発展によるSNS\*<sup>13</sup>などのインターネットにまつわるトラブルなどについて、関係機関との連携の下に未然防止や早期解決のための取り組みを推進します。

## (2) いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を侵害し、その成長に重大な影響を与え、生命・身体に危険を生じさせるおそれがあるものとの認識に立ち、「多摩市いじめ防止対策推進条例」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関と連携しながらいじめの未然防止、早期発見、早期対応を行い、いじめの重大事態につながらないように努めます。

各学校においても「学校いじめ基本方針」に基づく取り組みの徹底や、「学校いじめ防止委員会」の機能の強化を図ることにより、いじめ防止などに向けた組織的な取り組み及び地域や保護者と連携した対応を推進します。

## (3) キャリア教育の推進

中学校の職場体験の充実や学校外の人材の活用促進など、児童・生徒の体験活動の機会を積極的に設け、日常の授業の中では行うことが難しい体験活動や地域との交流を通じて様々な価値観に触れることにより、社会性を育むよう努めます。

## (4) 道徳教育の推進

自己を見つめ、よりよい生き方について考え、議論する道徳科の授業を要として、児童・生徒に道徳性を養います。また、道徳授業地区公開講座を通じて、保護者・地域と連携した心を育てる教育を推進します。

## (5) 社会教育との連携と多様な体験活動の推進

図書館や公民館などの社会教育施設のほか、児童館など地域の公共施設や商業施設などで、子どもの育成に資する講座や事業を実施し、親子や様々な世代との交流、体験型の学習などを通じた取り組みを実施します。

また、話す、聞く、読む、書くなど、豊かな言語表現活動や様々な情報にふれることを通して、子どもの感性を磨き、創造力を豊かにする施策を推進します。特に、本にふれることによって豊かな心を育むため、「第三次多摩市子どもの読書活動推進計画」に基づく施策を展開することで、読書活動を推進します。

さらに、自然の中での活動や多様な文化や芸術を実際に体験できる機会を提供することにより、

子どもの豊かな心を育成します。

その他、子どもたちが郷土の歴史や文化財を見たり触れたりしながら学ぶ場や機会を充実させることにより、子どもたちの地域への関心、愛着を高めることを目指します。

## (6) 不登校等の児童・生徒への支援

学校における対応力を向上させるために、不登校対策の行動計画の策定を目指します。また、不登校やその傾向のある児童・生徒には適応教室\*<sup>14</sup>などの活用を促進し、一人ひとりの状況や能力に応じた適切な支援により、社会的な自立につなげることを目指します。

さらに、適応教室に通うことができない不登校児童・生徒に対して、遠隔教育等による学習の機会が提供できるような仕組みづくりを推進します。

そして、様々な課題を抱えている児童・生徒及びその家族に対し効果的な支援を行うため、教育相談体制を充実し、学校、スクールカウンセラー\*<sup>15</sup>、スクールソーシャルワーカー\*<sup>16</sup>、関係機関等と多角的なアセスメントに基づいた支援を行い、個々の状況に応じた必要な支援や解決に取り組みます。



中学生の職場体験学習（スーパーや個人商店などで実施）

\*<sup>13</sup> SNS：Social Networking Service の略で Web サイト上で登録した利用者同士が交流できる仕組み。多くの SNS では、個人のプロフィールや日記を書き込む機能やメッセージを送る機能があるほか、特定の仲間の間だけで情報をやり取りできるグループ機能などがある。

\*<sup>14</sup> 適応教室：何らかの理由により学校にいけない児童・生徒を対象に、学校や家庭、相談機関等と連携し、個別指導や集団活動を通して児童・生徒の自己肯定感を高め、豊かに生きるための基礎的な力を育むことを目的に設置する教室。

\*<sup>15</sup> スクールカウンセラー：いじめ、不登校、問題行動の背景となっている児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、子育てに関する保護者への助言・援助、学校における相談体制を充実させるための教職員への助言・援助など児童・生徒の心の問題に関して深く、広範囲な活動を職務として学校に派遣される専門職。

\*<sup>16</sup> スクールソーシャルワーカー：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、学校、家庭、関係機関等とのネットワーク活用して、問題を抱える児童・生徒に支援を行ったりする専門職。

### 3 「健やかな体」を育む教育の推進

生きる力を支える「健やかな体」は、たくましく生きるための健康や活動の源であり、意欲・気力といった精神面の基盤でもあります。

子どもたちが、生涯にわたって健康・安全に生きていくために必要な身体能力、知識などを身につけることは、心身の健やかな発育・発達にとって非常に大切です。

多摩市教育委員会は、「健康教育」や「食育」の視点から学校・家庭・地域と連携を図りながら、子どもたちの健やかな体の育成を推進します。

#### 取り組みの指標

～健やかな生活環境と体そだて～

生活習慣の健全育成や健康に関する教育、食育などを通して毎日朝食を必ず食べる児童・生徒の割合を増加させます。

朝食を毎朝「食べている」「どちらかという食べている」と回答している割合

|       | H29   | H30   | 目標値     |
|-------|-------|-------|---------|
| 小学校6年 | 95.8% | 94.6% | ⇒ 100%に |
| 中学校3年 | 93.6% | 93.2% | ⇒ 近づける  |

(文部科学省 全国学力・学習状況調査の多摩市結果より)

体育指導や運動の習慣づけなどにより、児童・生徒の体力・運動能力を全国平均程度に向上させます。

全国平均を100%とした場合の多摩市の児童(小5)・生徒(中2)の体力・運動能力の程度

|       | H29    | H30   | 目標値     |
|-------|--------|-------|---------|
| 小学校6年 | 101.2% | 86.6% | ⇒ 100%に |
| 中学校3年 | 100.1% | 79.2% | ⇒ 近づける  |

(文部科学省 全国学力・学習状況調査の多摩市結果より)

#### (1) 健康教育の充実

健康の保持増進のため、医療機関などと連携し、児童・生徒の健康状態を把握し、必要な指導を行うとともに健康に対する意識の啓発を行います。

また、性教育やがん教育など新たに学習指導要領(平成29年度告示)に示された課題に対する指導の充実を図ります。

さらに、児童・生徒の健康な体づくりを阻害する薬物乱用や受動喫煙などを防止するための取り組みを推進します。

その他、家庭と連携した児童・生徒の健康づくりを推進するため、広報紙などを通じた情報発信を行います。

## (2) 食育の推進

児童・生徒が健康で健全な食生活が実現できるよう、各学校において食育の全体計画に基づき、栄養教諭や栄養士と連携しつつ、学校給食などを題材とした食に関する指導の充実を図ります。

また、学校給食や食に関する広報物を定期的に作成し、情報発信することにより、食育の重要性について家庭や地域に対して啓発を行います。

## (3) 安全・安心な美味しい学校給食の提供

食物アレルギーのある児童・生徒について、学校と保護者、学校給食センターが情報交換しながら、学校給食による食物アレルギー事故の発生防止の取り組みを強化します。

また、給食残滓(ざんし)について、その状況と原因を把握することにより、児童・生徒への啓発など、学校給食における食品ロス\*<sup>17</sup>削減に取り組みます。

老朽化による学校給食センターの建て替えに向け、今後の児童・生徒数の将来推計等を踏まえながら、より効果的でおいしい学校給食の提供を目指した施設の調整・調査・検討を行います。

## (4) 体力向上に向けた取り組みの推進・充実

大学や企業との連携など多摩市ならではのスポーツに関する環境を生かしながら、児童・生徒の運動への意欲を高め、体力や運動能力の向上を図ります。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーを見据え、体育学習を中心に「する・観る・支える・知る」のスポーツとの多様な関わり方や、体験的な活動を通して、スポーツ志向を高めることができるよう、指導の充実を図ります。

## (5) 持続可能な部活動の環境整備

国が定めるガイドラインや都が策定した方針に基づき、部活動時間の見直しや休養日の設定、また、「外部指導員」の活用の推進など適切な運営のための体制を整備し、持続可能な部活動の運営を目指した効率的・効果的な取り組みを推進します。

## (6) 子どもの体づくりのための家庭教育の啓発

子どもたちの健やかな体を育むことができるよう、学校給食センターからの「給食だより」による情報発信、教育委員会による事業、講座の実施により、家庭に対する食育について啓発します。

また、「早寝早起き朝ごはん」など子どもたちにとって望ましい生活習慣づくりについて、広報紙

やホームページを通じて情報発信を行うとともに、教育委員会とPTAとの懇談などにより、情報を共有し家庭への支援をしていきます。

### (7) 子どもの育成に資する地域活動の支援

スポーツ活動などを通して、子どもの健やかな身体づくりを担っている地域の団体に対し、学校開放など活動場所の提供などを行い、子どもたちの健やかな体を育成するための支援を行います。



大学生による出前授業での投げ方教室を実施



パラリンピック競技であるボッチャ

---

\*<sup>17</sup> 食品ロス…本来食べられるのに捨てられている食品廃棄物。

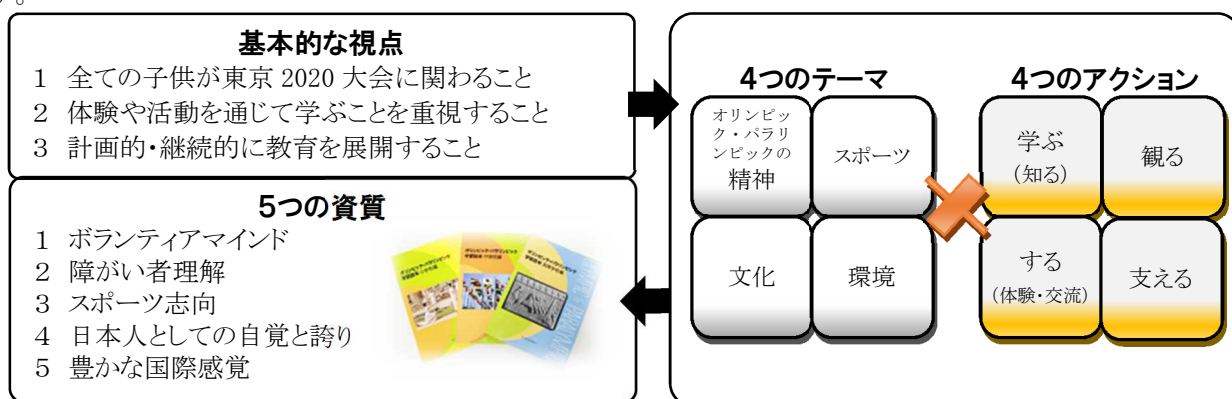
## コラム

## オリンピック・パラリンピック教育の取り組み ～東京 2020 大会をレガシーとして残すために～

## 1 オリンピック・パラリンピック教育とは？

オリンピック・パラリンピック教育は、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針（東京都教育委員会）に基づき、都内全ての公立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で実施されています。

各学校は、本教育に係る学習活動を進めていくに当たり、以下の基本的な視点を基に、4つのテーマと4つのアクションを組み合わせた取り組みを通して、子どもたちに5つの資質を育成します。



## 2 市内小・中学校の取り組み

市内の学校では、オリンピック・パラリンピック教育を通じて育成する5つの資質の中から重点を設定し、取り組みを進めています。

## 「障がい者理解」を重点に設定した学校の取り組み例

東京都立多摩桜の丘学園の児童・生徒と、パラリンピック種目のボッチャやマラソン大会を通じた交流などを行い、共生社会の実現に向けて、障がい者理解を深める教育に取り組んでいます。

## 「豊かな国際感覚」を重点にした学校の取り組み例

近隣の大学と連携して、英語による留学生との交流会を実施したりホンジュラス大使を招いての国際交流をしたりしながら、子どもたちに豊かな国際感覚を醸成しています。



ボッチャを通じた交流



留学生との交流

## 3 オリンピック・パラリンピック教育の集大成へ～2020年の取り組みとその後～

東京 2020 大会の開催年である令和 2 年（2020 年）は、オリンピック・パラリンピック教育において、子どもたちが実際に競技を観戦・応援するなど、体験や活動を通じた学びを重視します。具体的には、市内 11.8 km を駆け抜ける「自転車競技ロードレース」を子どもたちが間近で楽しめるよう、コース沿道での観戦を実施します。この観戦を通して、子どもたちは応援により選手を支え、競技の盛況の一端を担います。また、こうした競技観戦のほかに、中学生の大会運営ボランティアへの参加や、ホストタウンとなるアイスランド共和国との交流など、「観る」、「する（体験・交流）」、「支える」の3つアクションを中心に本教育の集大成となる学習活動を進め、全ての子どもの心と体にかけてがえのないレガシー（残るもの、受け継がれるもの）を育むことを目指します。

## 4 児童・生徒の学びを支える環境づくり

子どもたちが基本的な生活習慣等を身に付け、家族の愛情に包まれて心の居場所を見出す場が家庭です。また、持続可能な社会の創り手として必要な能力や態度を習得する場が学校です。さらに、多様な人間関係や社会の中での習慣や規範を学び、職業体験や社会貢献を通じて自己実現を図る場が地域（社会）です。これら学校・家庭・地域が豊かな個性を尊重し、どのような子どもに育てたいか、共通の目標をもち、その実現に向けて、それぞれの立場における役割から相互に連携・協働することにより、教育の充実・向上が可能となります。

また、学校・家庭・地域の三者が連携して子どもたちの「生きる力」を効果的に育む上では、それぞれの子どもが、学校・家庭・地域からの教育を着実に得られる環境であることが必要です。家庭の経済状況、国籍などに関わらず全ての子どもたちが等しく学習できる機会をつくること、また、どの子どもに対してもできる限りの不安を取り除いて学習に取り組める状況をつくること、このような安心して学べる環境づくりが、「生きる力」を育む前提として求められます。

### 取り組みの指標

～子どもたちの地域への愛着の醸成～

子どもたちが、地域の方が関わる学習や体験活動、放課後の補習の取り組み、登下校の見守りなどで、地域に育まれていることを実感し、地域行事に参加する割合を増加させます。

今住んでいる地域の行事に参加していますかに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答している割合

|       | H29   | H30   | 目標値     |
|-------|-------|-------|---------|
| 小学校6年 | 54.7% | 60.7% | ⇒ 100%に |
| 中学校3年 | 40.8% | 49.8% | ⇒ 近づける  |

(文部科学省 全国学力・学習状況調査の多摩市結果より)

### (1) コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の導入による地域とともにある学校運営の推進

地域に開かれ、地域とともにある学校運営を実現するために小・中学校全校に段階的にコミュニティ・スクール\*<sup>18</sup>(学校運営協議会を設置した学校)及び地域学校協働活動本部\*<sup>19</sup>を導入します。この仕組みの導入により、家庭・地域と学校が育みたい児童・生徒像を共有して、その実現に向けた教育活動を持続的に推進していきます。

また、学校運営協議会における学校運営の基本方針の承認や学校評価等を通して、学校と家庭・地域が互いを知り、連携・協働の体制づくりを推進します。

さらに、これまで取り組んできた学校の教育を地域の人材や企業、大学などが連携し支援するこ

とで、子どもたちに多様な教育の機会を提供するための取り組みとして行ってきた教育連携支援事業（学校支援地域本部）を地域学校協働活動に発展させ、地域と学校が連携・協働し、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化と子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

これらの取り組みを推進するにあたり、学校から学校運営協議会で協議した内容や地域学校協働本部の活動について、「学校だより」や学校のホームページなどを活用した積極的な情報発信を図ります。

教育委員会では地域と学校との協働を拡げるため、各校での取り組みを広報紙やホームページ、マスメディアなど様々な媒体を活用しながら地域社会へ発信します。

## （２） 学校を支援する人材の発掘と育成

地域には、NPOなどの団体、商店、事業所、企業、大学等、様々な分野において専門性をもった人々が活躍しており、豊かな個性を尊重し、地域と学校で育みたい子ども像の育成に向けては、学校との協働を図りその能力を学校教育に生かしていくことが大切です。

そのため、各学校の地域学校協働活動推進員（教育連携コーディネーター）が、学校の要望を踏まえた地域の人材を発掘し、地域学校協働活動本部と協働して児童・生徒に対して多様な教育活動が持続的に行われる環境を整備します。

また、E S Dを推進するため、現在ある小・中学校や地域、団体、企業、大学、教育委員会の連携体制を生かし、それぞれの立場からの一層の学校支援を得られるよう、働きかけを強化します。

さらに、公民館や図書館と、学校との連携を強化し、児童・生徒の学習成果の発表の場を充実します。これらにより、教育に参画する市民の意識の醸成を図ります。

## （３） 教育委員会からの積極的な情報発信と意見交換の場づくり

教育委員会では、広報紙やホームページなどを通じて、教育活動や教育委員会の取り組みに関する情報を積極的に発信します。

また、教育委員による教育訪問の際や教育委員会とPTA連合体による意見交換などを通じて、教育委員会の取り組みや児童・生徒に対する教育などについて保護者の理解、関心を高めるとともに、教育委員会や学校と保護者との信頼関係を深めていきます。

## （４） 教育相談の充実

教育センターにおいて児童・生徒の情緒的、心理的な問題を的確に把握したうえで教育相談をすすめ、子育て総合センターや発達支援室等関係機関と連携しながら、相談内容の解決、改善に努めます。



## (5) 地域における安全・安心な環境づくり

保護者と学校、地域が連携することにより、子どもが安心して学校生活や地域生活を送ることができる環境づくりを進めます。通学時の子どもが事故や犯罪に遭うことのないよう、通学の安全を保護者や地域が見守る体制づくりを支援します。

## (6) 家庭の状況を踏まえた経済的な支援

学用品、修学旅行・移動教室・集団宿泊に要する費用、学校給食費など、就学に伴う費用の支援を行うことで、家庭の経済的な状況に関わらず、児童・生徒が安心して学校生活を送り、学習ができるようにします。

## (7) 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実

児童・生徒一人ひとりの生活、学習上の困難を改善、克服し、その力を高めるため、それぞれの教育的ニーズを把握しながら個々に応じた必要な支援と、一人ひとりを大切にされた適切な指導を行い、児童・生徒の生きる力を育成します。

そのために、特別支援教育の推進を担う教職員に対して、学習指導、生活指導、進路指導等学校が抱える教育課題を踏まえた研修等を実施し、より一層特別支援教育の取り組みが組織的に行えるようにします。

さらに、学校の要請等に応じ、医療や療育・心理の専門家とともに児童・生徒の発達特性に応じた支援方法や配慮事項等を協議できる場を設けるなど、学校の取り組みを支援します。

また、切れ目のない支援の充実に向け、引き続き就学相談や転学相談などの各種相談事業における保護者等との面談を丁寧に行うとともに、発達支援室や幼稚園・保育所・学童クラブ・小学校等との顔の見える関係を通して、関係機関と積極的に連携し、就学前後及び義務教育終了後においても個々の状況に応じた支援が引き継げる持続的な仕組みの構築を図ります。

取り組みの推進にあたり、令和2年度内に次期多摩市特別支援教育推進計画を策定し、学校・保護者・関係機関への周知を行います。

外国語を母語とする児童・生徒への適応指導やその保護者への支援、または、生活上の福祉的支援が必要な児童・生徒に対する福祉との連携による対応を行うことにより、一人ひとりが安心して学校生活を送り、学習できるようにします。

## (8) ICT活用のための環境整備

これまで整備してきた教育用ICT\*<sup>20</sup>機器を授業で効果的に活用する支援を充実します。

また、教職員が利用する校務支援システムに関して、情報セキュリティを担保しながらの運用を図ります。

機器の更新時には国や都の動向を注視しつつ、ICT機器に関する技術革新等を勘案しながら検

討します。

### (9) 学校施設・設備の安全・安心な環境づくり

学校施設では、市が定める「第二次多摩市ストックマネジメント\*<sup>21</sup>計画」に基づき、計画的な学校の改修工事を実施し、安全で良好な学習環境を整備します。

また、気候の変動などによる教育環境の大幅な変化への対応を検討します。

### (10) 児童・生徒への適切な学習環境の整備

児童・生徒が適切な環境で学習できるような学級人数を実現するため国や東京都の施策に基づいた小学校第1学年等の学級編制を行い、小1問題、中1ギャップへの対応を進めます。

併せて、児童・生徒数が減少傾向にある地域等について、今後の推計も踏まえながら、適切な学級数、児童・生徒が安全に通学できるような通学区域の維持のための検討を進めます。

### (11) 学校における働き方改革の推進

新学習指導要領（平成29年度告示）の確実な実施など、学校教育の変革が求められる中、教員の長時間労働の実態は看過できない状況です。そのため、学校における働き方改革推進プランを策定し、教員の意識改革や業務の見直し、人的支援などによる教員の長時間労働の改善に取り組み、子どもたちへの効果的な教育活動につなげていきます。



建替えにより新しくなった多摩第二小学校



地域の方による通学時の子どもたちの見守り活動

\*<sup>18</sup> **コミュニティ・スクール**：学校運営協議会を設置している学校のこと。学校と家庭・地域と一緒に子どもたちの成長を支え、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを持続的に推進していくことを目的としている。

\*<sup>19</sup> **地域学校協働活動本部**：地域学校協働活動推進員が主体となり、地域住民、団体等による緩やかなネットワークを構築し、学校の支援活動を実践するとともに気づきの共有、活動の改善・充実に向けた意見交換を実施する。

\*<sup>20</sup> **ICT**：Information and Communication Technology の略でコンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。

\*<sup>21</sup> **ストックマネジメント**：既存施設を効率的・効果的に活用するための体系的な手法のこと。

## コラム

## 「学校と地域の連携・協働」

教育委員会では、子どもたちの生きる力を育むにあたり、学校のみならず家庭や地域が力を合わせて子どもたちの学びを支えることが大切だと考えています。それを実現する仕組みとして、平成23年度から学校が要望する教育活動に対して、地域が支援する教育連携支援事業を開始しました。学校と地域の窓口となる教育連携コーディネーターを各校に配置し、ボランティアの協力を得て、児童・生徒の多様な学びを支援するものです。

教育連携コーディネーターが地域の方や専門家を学校の教育活動に結びつけ、森や川、畑の学習や国際交流の授業、学校の花壇や菜園の環境整備などを進め、児童・生徒の体験や交流につながり、ESDが充実してきています。また、平成30年度からは基礎学力の定着や学習習慣の確立を目的に、全小中学校で授業時間以外での地域の方による補習の取り組み（地域未来塾）を開始し、活動の幅が広がっています。



▲川の学習



▲国際交流の授業（留学生との交流）



▲伝統文化の体験（茶道）



▲地域未来塾

小中学校で順次教育連携コーディネーターの配置を進め、平成30年度に全校へ配置することができました。これを基盤としながら、次のステップとして学校と地域が協働する地域学校協働活動への移行を令和元年度から段階的に開始しました。豊かな個性を尊重しながら、学校と地域が育みたい子ども像を共有し、その実現に向けて協働し、具体的に取り組む持続的な仕組みを構築するものです。これにより、子どもが通いたい学校、子どもを通わせたい学校、地域に信頼される学校づくりをしていきます。

## 5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいのある人生を送り、自己の充実や生活の向上のために必要な知識・技能を習得し、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進のための多様な学びや交流の機会は大変重要です。

また、人口減少や少子高齢化、家族形態の多様化が進むなど、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、市民が自らの地域や生活の課題に気づき、お互いに学び合う中で解決につなげていく営みが展開されることが期待されます。そして、家庭は子どもが望ましい生活習慣を身に付け、人間性を培い、心身ともに健やかに成長するための大切な場所です。

多摩市教育委員会では、「社会教育」と「家庭教育支援」の充実により、大人が学び続けることによる「2050年の大人づくり」につなげていきます。

### 取り組みの指標

自らが学び考え、より地域のことに関心を持って生活の中の課題を見出し、解決に導くきっかけとするための講座事業を継続していきます。

#### 地域活動につながる人材の発掘・養成に向けた講座事業数・受講者数

|       | H29  | H30  | 目標値  |
|-------|------|------|------|
| 講座事業数 | 3事業  | 3事業  | 3事業  |
| 受講者数  | 491人 | 524人 | 500人 |

(多摩市文化・市民協働課、公民館調べ)

豊富な資料、情報を揃えた中央図書館の整備をはじめ、多様な学びを支援するため、図書館サービスの充実を図り、利用の促進を目指します。

#### 図書館利用者カード登録者数

|      | H29     | H30     | 目標値     |
|------|---------|---------|---------|
| 登録者数 | 78,968人 | 89,893人 | 91,000人 |

(多摩市の図書館(図書館事業報告書)より)

### (1) 社会教育の振興

社会教育施設において、学習機会、活動場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習の振興を図ります。

また、公民館や図書館などの社会教育施設で行われる講座やイベント情報などの学習情報を効果的に発信します。

### (2) 家庭教育や子どもの理解に関する学習機会の充実

多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支えることが求められています。子育ての中で保護者が孤立することのないよう、家庭教育に関する講座を実施し、知識を得るとともに仲間づくりができるような場を提供します。また、保護者と学校等が連携して企画実施する家庭教育に関する講座の開催を支援します。公民館や子育て関係機関等が連携し、課題を共有しながら地域で子どもの理解を図る学習機会を設け、地域の教育力の向上を図ります。

絵本の読み聞かせなど親子と一緒に体験できる講座を実施し、豊かな心を育みます。

さらに、児童・生徒の望ましい生活習慣づくりへの支援のほか、家庭における学習習慣の確立や家庭教育の支援などについて、広報紙やホームページで情報発信するなど継続的な支援を行います。

### (3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実

学校教育との連携と市民の「ふるさと多摩」意識の醸成の拠点となる（仮称）文化財郷土資料室を旧北貝取小学校跡地に整備するとともに、豊富な資料・情報を揃え、知の地域創造の中核を担う中央図書館を多摩中央公園内に整備し、誰もが学べる学習環境の充実を図ります。

### (4) 文化・歴史学習の充実

多様な文化や芸術にふれることにより、豊かな情操を養うとともに教養の向上を図ります。

文化財資料や郷土資料を活用するとともに、各種の講座・事業を通じて、次代を担う子どもたちをはじめ、広く市民が伝統文化や郷土の歴史に触れるなど学ぶ機会を充実させ、地域への関心、愛着をもつことを目指します。

### (5) 地域活動の支援

生涯を通して自ら学び、社会参画できる機会の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持・活性化など、新たなまちづくりにつながるよう、社会的課題や地域課題などを啓発する講座・事業等を実施し、地域の教育力の強化を図ります。

特に公民館においては、コミュニティセンター、地域福祉推進委員会や児童館等の施設との連携事業を拡充し、地域の多様な担い手による地域の支え合い活動を支援していきます。

また、地域活動の拠点の一つとして、学校教育に支障のない範囲で学校施設の開放を進め、スポーツ活動やその他多種多様な活動を行っている地域団体を支援します。



家庭教育講座の実施の様子



縄文土器、石器等の発掘資料を使った文化財の出前展示・出前授業

